

令和7年12月23日

令和7年第12回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和 7 年12月23日

令和 7 年第12回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第40号	令和 7 年度守山市一般会計補正予算案（第 7 号）のうち教育委員会所管の予算案に係る教育長の臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
議第41号	守山市特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に係る教育長の臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
議第42号	守山市職員ゝの給与に関する条例等ゝの一部を改正する条例案に係る教育長の臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
議第43号	地方公務員法第22条の 2 第 1 項第 1 号により採用する会計年度任用職員ゝの報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の 2 第 1 項第 2 号により採用する会計年度任用職員ゝの給与に関する条例の一部を改正する条例案に係る教育長の臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
議第44号	令和 7 年度守山市自治振興表彰被表彰者ゝの決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
議第45号	令和 7 年度守山市学校教育表彰被表彰者ゝの決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
議第46号	令和 7 年度守山市子ども善行表彰被表彰者ゝの決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

議第40号 令和7年度守山市一般会計補正予算（第7号）《令和7年12月定例会最終日提案》

歳出

款10 教育費

項1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳				
				特定財源				区分	金額						
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他									
2 事務局費	256,833	5,398	262,231				5,398	1 報酬	37	会計年度任用職員報酬	1 教育長給与費 [一般財源]				
											37				
								2 給料	1,999	一般職給	2 職員(23人)給与費 [一般財源]				
											1,999				
3 教育指導費	370,611	8,418	379,029				8,418	3 職員手当等	2,457	職員手当等	3 事務局運営費 [一般財源]				
											2,457				
								4 共済費	905	共済組合負担金					
											905				
3 教育指導費	370,611	8,418	379,029				8,418	1 報酬	2,806	会計年度任用職員報酬	2 教職員研修推進事業費 [一般財源]				
											2,806				
								2 給料	1,860	一般職給	5 生徒指導推進事業費 [一般財源]				
											1,726				
											134				
								3 職員手当等	2,549	職員手当等	6 小学校少人数学級対応事業費 [一般財源]				
											1,350				
			1,199												
4 教育研究所費	40,212	8,343	48,555				8,343	4 共済費	1,132	共済組合負担金	10 特別支援教育推進事業費 [一般財源]				
											536				
											596				
								8 旅費	71	費用弁償(会計年度任用職員)					
											71				
4 教育研究所費	40,212	8,343	48,555				8,343	1 報酬	2,748	会計年度任用職員報酬	1 職員(1人)給与費 [一般財源]				
											2,748				
								2 給料	2,405	一般職給	3 研究研修事業費 [一般財源]				
											2,405				
								3 職員手当等	2,318	職員手当等	4 教育相談事業費 [一般財源]				
			1,577												
			741												
4 共済費	816	共済組合負担金	5 児童生徒支援室事業費 [一般財源]												
			739												
			77												
8 旅費	56	費用弁償(会計年度任用職員)													
			56												
計(項)	670,130	22,159	692,289				22,159								

款10 教育費 項2 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	545,842	3,080	548,922				3,080	1 報酬	617	会計年度任用職員報酬	1 小学校管理運営費 [一般財源]
								2 給料	1	一般職給	3 速野小学校長寿命化改良事業費 [一般財源]
								3 職員手当等	2,395	職員手当等 職員手当等(会計年度任用職員)	1,953 1,953]
								4 共済費	63	共済組合負担金 共済組合負担金(会計年度任用職員)	492 49
								8 旅費	4	費用弁償(会計年度任用職員)	14 4
計(項)	604,818	3,080	607,898				3,080				

款10 教育費 項3 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	538,951	2,876	541,827				2,876	1 報酬	315	会計年度任用職員報酬	1 中学校管理運営費 [一般財源]
								2 給料	93	一般職給	3 中学校体育館空調設備整備事業費 [一般財源]
								3 職員手当等	2,289	職員手当等	2,561 2,561]
								4 共済費	179	共済組合負担金	2,289 179
計(項)	610,245	2,876	613,121				2,876				

款10 教育費 項4 幼稚園費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
1 幼稚園管理費	696,161	8,297	704,458				8,297	1 報酬	8,765	会計年度任用職員報酬	1 職員(50人)給与費 [一般財源]
								2 給料	△ 3,471	一般職給	△ 2,930 △ 2,930]
								3 職員手当等	3,237	職員手当等 職員手当等(会計年度任用職員)	2 幼稚園運営事業費 [一般財源]
								4 共済費	△ 234	共済組合負担金	775 2,462 △ 234
計(項)	705,003	8,297	713,300				8,297				

款10 教育費

項5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳		
				特定財源				区分	金額				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他							
1 社会教育総務費	73,650	11,446	85,096			459	10,987	1 報 酬	139	会計年度任用職員報酬	1 職員(6人)給与費 [その他 [一般財源 社会教育団体育成事業費 [一般財源 生涯学習・教育研究センター管理運営費 [一般財源	11,255 459 10,796 14 14 177 177	
								2 給 料	3,829	一般職給			3,829
								3 職員手当等	5,726	職員手当等 職員手当等(会計年度任用職員)			5,674 52
								4 共 済 費	1,752	共済組合負担金			1,752
2 文化振興費	301,607	△ 3,290	298,317				△ 3,290	1 報 酬	△ 2,379	会計年度任用職員報酬	1 芸術文化振興事業費 [一般財源 3 守山市民ホール管理運営事業費 [一般財源	△ 3,875 △ 3,875 585 585	
								2 給 料	79	会計年度任用職員給料			79
								3 職員手当等	△ 911	職員手当等(会計年度任用職員)			△ 911
								4 共 済 費	△ 595	共済組合負担金(会計年度任用職員)			△ 595
								8 旅 費	△ 69	費用弁償(会計年度任用職員)			△ 69
								18 負担金補助及び交付金	585	負担金			585
3 文化財保護費	175,783	△ 9,803	165,980				△ 9,803	1 報 酬	405	会計年度任用職員報酬	1 職員(12人)給与費 [一般財源 6 史跡保存整備事業費 [一般財源 8 伊勢遺跡史跡公園管理運営費 [一般財源	△ 10,672 △ 10,672 609 609 260 260	
								2 給 料	△ 7,152	一般職給			△ 7,152
								3 職員手当等	△ 1,461	職員手当等 職員手当等(会計年度任用職員)			△ 1,871 410
								4 共 済 費	△ 1,595	共済組合負担金 共済組合負担金(会計年度任用職員)			△ 1,649 54
4 埋蔵文化財センター運営費	23,163	693	23,856				693	1 報 酬	177	会計年度任用職員報酬	1 埋蔵文化財センター管理運営費 [一般財源	693 693	
								2 給 料	276	会計年度任用職員給料			276
								3 職員手当等	240	職員手当等(会計年度任用職員)			240
5 公民館費	18,246	425	18,671				425	2 給 料	276	会計年度任用職員給料	1 公民館管理運営費 [一般財源	425 425	
								3 職員手当等	149	職員手当等(会計年度任用職員)			149

6 図書館運営費	245,244	356	245,600				356	1 報酬	810	会計年度任用職員報酬	810	1 職員(9人)給与費 [一般財源]	△ 4,768 △4,768]
								2 給料	△ 776	一般職給	△ 2,648	2 図書館管理運営費 [一般財源]	5,124 5,124]
								3 職員手当等	1,064	職員手当等	△ 1,098		
								4 共済費	△ 742	共済組合負担金	△ 1,022		
										1,872			
										2,162			
										280			
7 青少年育成費	25,142	150	25,292				150	1 報酬	101	会計年度任用職員報酬	101	1 青少年健全育成事業費 [一般財源]	128 128]
								3 職員手当等	39	職員手当等(会計年度任用職員)	39	2 青少年団体育成事業費 [一般財源]	22 22]
								4 共済費	10	共済組合負担金(会計年度任用職員)	10		
計(項)	862,835	△ 23	862,812				459	△ 482					

款10 教育費

項6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳								
				特定財源				区分	金額										
				国 県 支出金	地方債	その他													
1 体育総務費	112,977	7,879	120,856				7,879	2 給料	1,400	一般職給	1,262	1 職員(5人)給与費 [一般財源]	7,666 7,666]						
																		138	
								3 職員手当等	4,877	職員手当等	4,802	3 学校保健事業費 [一般財源]	213 213]						
																		75	
										1,602									
2 給食費	1,029,661	282	1,029,943				282	2 給料	282	会計年度任用職員給料	282	1 学校給食管理運営費 [一般財源]	282 282]						
計(項)	1,142,638	8,161	1,150,799				8,161												

守山市特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案（議第41号関係）の説明について

令和7年度守山市特別職報酬等審議会における給料月額ゝの改定ゝの答申を踏まえ、市長、副市長および教育長ゝの給料月額ゝの改正を行おうとするもの。また、人事院勧告を受け、国家公務員ゝの給与制度が見直されたことに伴い、特別職ゝの国家公務員ゝの給与改定および本市一般職ゝの職員ゝの給与に関する条例の一部改正に準じて、本市特別職ゝの給与についても、期末手当ゝの支給割合ゝの引上げ、および平均化する改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

(1) 給料月額を次のように改める。（第2条関係）

市長ゝの給料月額を「877,000円」から「904,000円」に、副市長ゝの給料月額を「747,000円」から「770,000円」に、教育長ゝの給料月額を「692,000円」から「713,000円」に引き上げる。

(2) 期末手当ゝの支給割合を次のように改める。

ア 令和7年12月期を「1.725月分」から「1.775月分」に引き上げる。（第1条関係）

イ 令和8年6月期以降を「1.75月分」とする。（第2条関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、給料月額および令和8年以降ゝの期末手当ゝの改正については、令和8年4月1日から施行する。（付則第1項関係）

(2) 適用関係

令和7年ゝの期末手当ゝの改正規定については、令和7年12月1日から適用する。（付則第2項関係）

(3) 給与の内払

改正前ゝの給与条例ゝの規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後ゝの給与条例ゝの規定による給与の内払とみなすものとする。（付則第3項関係）

守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（議第42号関係）の説明 について

人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、これに準じて本市一般職の職員の給与および本市教育公務員の給与について、必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

- (1) 初任給を始め若年層に重点を置き、一般職の職員および教育公務員の給料月額を引き上げる。（第1条および第3条関係）
- (2) 自動車等を使用する一般職の職員および教育公務員の通勤手当について、使用距離が14km以上の区分の支給月額を引き上げる。（第1条および第3条関係）
- (3) 一般職の職員および教育公務員の期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げ、平均化する。（第1条から第3条までおよび第5条の規定関係）

ア 期末手当

- (ア) 令和7年12月期を「1.25月分」から「1.275月分」に引き上げ、再任用職員については「0.7月分」から「0.725月分」に引き上げる。
- (イ) 令和8年6月期以降を「1.2625月分」とし、再任用職員については「0.7125月分」とする。

イ 勤勉手当

- (ア) 令和7年12月期を「1.05月分」から「1.075月分」に引き上げ、再任用職員については「0.5月分」から「0.525月分」に引き上げる。
 - (イ) 令和8年6月期以降を「1.0625月分」とし、再任用職員については「0.5125月分」とする。
- (4) 教育公務員の職務の級が3級または4級である職員の給料月額に加える加算額を、3級は「7,500円」から「11,500円」に引き上げ、4級は「4,000円」とする。（第4条関係）
 - (5) 教育公務員の職務の級が1級または2級である職員の教職調整額の支給割合を「100分の4」から「100分の10」に引き上げる。（第6条関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、令和8年以降の改正については、令和8年4月1日から施行する。（付則第1項関係）

(2) 適用関係

上記1(1)の改正規定については、令和7年4月1日から適用し、上記1(2)の令和

7年の改正規定については、令和7年12月1日から適用し、上記1(4)および(5)の改正規定については、令和8年1月1日から適用する。(付則第2項関係)

(3) 教育公務員の職務の級が1級または2級である職員の教職調整額について、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間で段階的に引き上げる経過措置を設ける。

(付則第3条関係)

(4) 給与の内払

改正前の給与条例または教育公務員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または教育公務員給与条例の規定による給与の内払とみなすものとする。(付則第4項関係)

地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（議第43号関係）の説明について

人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直され、本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、本市の地方公務員法第22条の2第1項第1号および第2号により採用する会計年度任用職員の報酬等について必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

- (1) 一般職の給料表の改定に伴い、給料月額を引き上げる。（第3条関係）
- (2) 期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げ、および平均化する。（第1条から第4条までの規定関係）
 - ア 期末手当
 - (ア) 令和7年12月期を「1.25月分」から「1.275月分」に引き上げる。
 - (イ) 令和8年6月期以降を「1.2625月分」とする。
 - イ 勤勉手当
 - (ア) 令和7年12月期を「1.05月分」から「1.075月分」に引き上げる。
 - (イ) 令和8年6月期以降を「1.0625月分」とする。

2 施行期日等

- (1) 施行期日
公布の日から施行する。ただし、令和8年以降の改正については、令和8年4月1日から施行する。（付則第1項関係）
- (2) 適用関係
上記1(1)の改正規定については、令和7年4月1日から適用し、上記1(2)の令和7年の改正規定については、令和7年12月1日から適用する。（付則第2項関係）
- (3) 報酬等の内払
改正前の報酬条例または給与条例の規定に基づいて支給された報酬または給与は、それぞれ改正後の報酬条例または給与条例の規定による報酬または給与の内払とみなすものとする。（付則第3項関係）

○守山市自治振興表彰規程

昭和55年9月13日

守山市告示第46号

改正 平成19年1月18日告示第6号

平成21年3月16日告示第41号

平成23年2月15日告示第18号

平成23年8月19日告示第198号

令和3年6月10日告示第313号

(趣旨)

第1条 この規程は、市の自治行政の振興および公益の増進に貢献し、かつ功績のあった者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 この規程により表彰を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 議会議員の職に8年在職し、功績のあった者
- (2) 別表第1に掲げる職に8年在職し、功績のあった者
- (3) 別表第2に掲げる職に6年在職し、功績のあった者
- (4) 別表第3に掲げる職に10年在職し、功績のあった者
- (5) 教育、文化、体育、産業、社会福祉等の振興に寄与し、功績のあった者
- (6) 善行または奇特な行為のあった者
- (7) 公益のため金品を寄附した者
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱(平成23年告示第17号)第1条に規定する特定滞納者については、表彰を受けられないものとする。

(平21告示41・平23告示18・令3告示313・一部改正)

(在職年数の計算)

第3条 前条第1項第1号から第4号までに規定する者の在職年数の計算については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 在職年数は、その職についた日の属する月から退職の日または表彰の調査期日の属する月までの期間とする。
- (2) 在職年数が中断したときは、その前後を通算する。
- (3) 調査期日は、毎年10月1日とする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 在職年数は、市長が別に定めるものを除くほか、昭和30年1月15日の町村合併以降

その職についたときから起算する。

(令3告示313・一部改正)

(表彰)

第4条 表彰は、感謝状または表彰状を授与して行う。

2 すでに表彰された者であっても、表彰の区分を異にする場合は、さらに表彰することができる。

3 表彰は、随時、個々にこれを行うことができる。

(表彰者名簿)

第5条 被表彰者の氏名その他必要な事項は、表彰者名簿に記載し、永久に保存する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この告示は、昭和55年10月1日から施行する。

2 第2条第1号から第3号までの規定の適用については、すでに守山市表彰条例(昭和45年守山市条例第35号)の当該相当規定により表彰された者を除くものとする。

付 則(平成19年1月18日告示第6号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月16日告示第41号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成23年2月15日告示第18号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年8月19日告示第198号)

1 この告示は、平成23年8月24日から施行する。

2 この告示による改正前の守山市自治振興表彰規程(以下「改正前の規程」という。)別表第1に規定する体育指導委員の職については、改正後の守山市自治振興表彰規程(以下「改正後の規程」という。)第2条第2号の規定により表彰することができるものとし、改正後の規程第3条に規定する在職年数にも当該職を通算することができるものとする。

3 改正前の規程の規定により表彰された者は、改正後の規程の規定により表彰されたものとみなす。

付 則(令和3年6月10日告示第313号)

この告示は、令和3年6月10日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平23告示198・令3告示313・一部改正）

監査委員	社会教育委員
選挙管理委員会委員	国民健康保険運営協議会委員
公平委員会委員	学校医
教育委員会委員	学校歯科医
農業委員会委員	保育園医
固定資産評価審査委員会委員	民生委員・児童委員
中小企業振興資金融資審査委員会委員	消防団員
公民館運営審議会委員	スポーツ推進委員

別表第2（第2条関係）

（平19告示6・一部改正）

行政事務嘱託員
農政事務嘱託員

別表第3（第2条関係）

（平21告示41・追加）

健康推進員

令和7年度守山市自治振興被表彰者一覧

《学校園医》

(敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功績内容	※履歴等	※推薦元
1	第2条第1項 第2号			守山小学校および物部小学校の学校医として多年にわたり在任され、生徒の健康管理に寄与された功績は大である。	平成29.4.1から現在 ・学校園医8年	保健給食課

《社会教育委員・公民館運営審議会委員》

(敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功績内容	※履歴等	※推薦元
2	第2条第1項 第2号			社会教育委員および公民館運営審議会委員として多年にわたり在任され、社会教育の推進に寄与された功績は大である。	平成29.4.1から現在 ・社会教育委員8年 ・公民館運営審議会委員8年	社会教育・文化振興課

《文化芸術振興》

(順不同・敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功績内容	※履歴等	※推薦元
3	第2条第1項 第5号			文化協会常任理事として多年にわたり活動され、文化芸術の振興に寄与された功績は大である。	平成21.4.1から現在 ・文化協会役員8年以上	社会教育・文化振興課
4	第2条第1項 第5号			文化協会常任理事として多年にわたり活動され、文化芸術の振興に寄与された功績は大である。	平成29.4.1から現在 ・文化協会役員8年以上	社会教育・文化振興課

《寄 付》

(敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功績内容	※履歴等	※推薦元
5	第2条第1項 第7号			河西幼稚園、河西小学校、守山北中学校に物品を寄附され、教育の振興に寄与された功績は大である。	河西幼稚園 270,300円 河西小学校 326,800円 守山北中学校404,300円 総額1,001,400円 (100万円以上)	教育総務課

《学校園評議員》

(順不同・敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功績内容	※履歴等	※推薦元
6	第2条第1項 第8号			守山幼稚園の園評議員として多年にわたり在任され、幼稚園の発展に寄与された功績は大である。	平成24.4.1から現在 (学校園評議員10年以上)	守山幼稚園
7	第2条第1項 第8号			守山幼稚園の園評議員として多年にわたり在任され、幼稚園の発展に寄与された功績は大である。	平成26.4.1から現在 (学校園評議員10年以上)	守山幼稚園
8	第2条第1項 第8号			吉身幼稚園の園評議員として多年にわたり在任され、幼稚園の発展に寄与された功績は大である。	平成16.4.1から現在 (学校園評議員10年以上)	吉身幼稚園
9	第2条第1項 第8号			立入が丘幼稚園の園評議員として多年にわたり在任され、幼稚園の発展に寄与された功績は大である。	平成24.4.1から現在 (学校園評議員10年以上)	立入が丘幼稚園
10	第2条第1項 第8号			小津こども園の園評議員として多年にわたり在任され、こども園の発展に寄与された功績は大である。	平成24.4.1から現在 (学校園評議員10年以上)	小津こども園

11	第2条第1項 第8号		玉津こども園の園評議員として多年にわたり在任され、こども園の発展に寄与された功績は大である。	平成27.4.1から現在 (学校園評議員10年以上)	玉津 こども園
12	第2条第1項 第8号		中洲こども園の園評議員として多年にわたり在任され、こども園の発展に寄与された功績は大である。	平成27.4.1から 令和7.3.31 (学校園評議員10年以上)	中洲 こども園
13	第2条第1項 第8号		小津小学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。	平成27.4.1から現在 (学校園評議員10年以上)	小津 小学校
14	第2条第1項 第8号		河西小学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。	平成27.4.1から現在 (学校園評議員10年以上)	河西 小学校
15	第2条第1項 第8号		守山南中学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。	平成27.4.1から現在 (学校園評議員10年以上)	守山南 中学校

※については、当日の来場者配布資料に記載しない

開催日時 令和8年2月18日(水) 午後から

開催場所 市役所防災会議室

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育において、優れた成績を収めたものまたは学校教育に顕著な功績のあるものを表彰し、もって市の教育の推進に資することを目的とする。

(園児、児童または生徒の表彰)

第2条 守山市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する幼稚園、小学校または中学校（以下「学校園」という。）の園児、児童もしくは生徒またはこれらの者で構成される団体のうち、学術、スポーツまたは文化芸術等の活動において、優秀な成績を収めたものがあるときは、これを表彰する。

(教職員の表彰)

第3条 委員会の事務局職員もしくは学校園その他の職員またはこれらの者で構成される団体のうち、次のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育における学術、スポーツまたは文化芸術等の活動において、生徒等を優秀な成績に導き、多大の功績があった者
- (2) 学校教育または教育研究において、優れた成果を収めた者
- (3) 学校教育に多大の功績があった者

(学校園の表彰)

第4条 学校園のうち、次のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育または教育研究において、優れた成果を収めたもの
- (2) 学校教育に多大の功績があったもの

(個人または団体の表彰)

第5条 前3条に規定するもののほか、次のいずれかに該当する個人または団体があるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育または教育研究の発展に特に功績があったもの
- (2) 学校教育に多大の功績があったもの

(その他の表彰)

第6条 前各条に規定するもののほか、その他委員会が特に表彰するにふさわしい業績のあったものがあるときは、これを表彰する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、教育長が賞状を授与して行う。

(表彰の審査)

第8条 表彰は、所属長または学校長の推薦に基づき、委員会が審査する。

(功績の公表)

第9条 委員会は、表彰されたもののうち、特に功績の優れたものについて、その功績の内容を公表するものとする。

付 則

この告示は、令和3年11月18日から施行する。

令和7年度守山市学校教育表彰者名簿

	団・個	学校名	職名・学年	被表彰者名	成績等	該当条項	R6
1	団	守山南中学校			R6 滋賀県中体連春季総合体育大会 優勝 滋賀県中体連夏季総合体育大会 優勝 滋賀県中体連秋季総合体育大会 優勝 近畿総合体育大会 3位 全国中学校体育大会 出場 R7 滋賀県中体連春季総合体育大会 優勝 滋賀県中体連夏季総合体育大会 優勝 近畿総合体育大会 3位 全国中学校体育大会 出場	要綱第2条	○
2	団	守山南中学校			R7 滋賀県中体連春季総合体育大会 優勝	要綱第2条	
3	個	守山南中学校	1年		R7 滋賀県中体連春季総合体育大会 体操競技 跳馬 優勝 滋賀県中体連夏季総合体育大会 体操競技 ゆか 優勝・跳馬 優勝	要綱第2条	
4	個	守山南中学校	3年		R7 滋賀県中体連春季総合体育大会 陸上競技 男子共通200m 優勝 滋賀県中体連夏季総合体育大会 陸上競技 男子共通200m 優勝 全日本中学校通信陸上競技大会滋賀大会 陸上競技 男子共通200m 全国大会標準記録突破 全国中学校体育大会 出場	要綱第2条	
5	個	守山南中学校	2年		R7 全日本中学校通信陸上競技大会滋賀大会 陸上競技 男子共通走高跳 優勝 滋賀県中学校秋季新人大会 陸上競技 男子走高跳 優勝	要綱第2条	
6	個	守山南中学校	2年		R7 滋賀県中体連夏季総合体育大会 水泳競技 男子400m自由形 優勝 滋賀県中学校秋季新人大会 水泳競技 男子800m自由形 優勝	要綱第2条	
7	個	守山南中学校	2年		R7 滋賀県中学校秋季新人大会 陸上競技 男子200m 優勝	要綱第2条	
8	個	守山南中学校	2年		R7 滋賀県中学校秋季新人大会 水泳競技 男子400m 優勝	要綱第2条	
9	団	守山南中学校			R7 滋賀県中学校秋季新人大会 水泳競技 男子4×100mフリーレー 優勝	要綱第2条	
10	団	守山南中学校			R7 滋賀県中学校秋季新人大会 水泳競技 男子総合優勝	要綱第2条	

令和7年度守山市学校教育表彰者名簿

	団・個	学校名	職名・学年	被表彰者名	成績等	該当条項	R6
11	団	守山南中学校			R7 全国ソーラーボート大会「R杯」 団体戦 優勝	要綱第2条	
12	個	守山南中学校	3年		R7 第77回高円宮杯全日本中学校弁論大会 兼 第65回滋賀県中学校英語弁論大会 暗唱の部 準優勝	要綱第2条	
13	個	守山南中学校	教諭		R7 サッカー部顧問（監督）として、熱心に指導にあたり、今年度の滋賀県中体連春季総合体育大会において県優勝に導いた功績による。	要綱第3条第1項	
14	個	守山南中学校	教諭		R7 男子バドミントン部を8年にわたり熱心に指導し、今年度、滋賀県中体連夏季総合体育大会において準優勝・近畿大会ベスト8に導いた功績による。	要綱第3条第1項	
15	個	守山南中学校	教諭		R7 陸上部顧問として、4年間にわたり熱心に指導し、今年度全国大会へ出場する選手を育成した功績による。	要綱第3条第1項	
16	個	守山南中学校	教諭		R7 陸上部顧問として、3年間にわたり熱心に指導し、今年度全国大会へ出場する選手を育成した功績による。	要綱第3条第1項	
17	個	守山中学校	3年		R6 滋賀県中学校秋季新人大会 剣道 男子 個人 優勝 R7 滋賀県春季総合体育大会 剣道 男子 個人 優勝 滋賀県夏季総合体育大会 剣道 男子 個人 第2位 近畿総合体育大会 出場 全国中学校体育大会 出場	要綱第2条	○
18	個	守山中学校	3年		R6 滋賀県中学校秋季新人大会 陸上競技 男子共通110mハードル 優勝 R7 滋賀県春季総合体育大会 陸上競技 男子共通四種競技 優勝 滋賀県通信陸上競技大会 陸上競技 男子四種競技 優勝、男子110MH 準優勝 滋賀県夏季総合体育大会 陸上競技 共通男子四種競技 優勝 近畿総合体育大会 出場	要綱第2条	○
19	個	守山中学校	2年		R7 滋賀県中学校秋季新人大会 陸上競技 共通女子新100MH 優勝	要綱第2条	
20	個	守山中学校	2年		R7 滋賀県中学校秋季新人大会 陸上競技 共通女子円盤投 優勝	要綱第2条	

令和7年度守山市学校教育表彰者名簿

	団・個	学校名	職名・学年	被表彰者名	成績等	該当条項	R6
21	団	守山中学校	1年		R7 滋賀県中学校秋季新人大会 陸上競技 1年女子4×100Mリレー 優勝	要綱第2条	
22	団	守山中学校	2年		R7 滋賀県中学校秋季新人大会 水泳競技 男子4×100Mメドレーリレー 優勝	要綱第2条	
23	個	守山中学校	3年		R6 滋賀県中学校秋季新人大会 柔道 男子90kg超級 優勝 R7 滋賀県春季総合体育大会 柔道 男子90kg超級 優勝 滋賀県夏季総合体育大会 柔道 男子90kg超級 優勝 近畿総合体育大会 出場 全国中学校体育大会 出場 近畿中学校総合体育大会 柔道 男子90kg超級 第3位	要綱第2条	○
24	個	守山中学校	3年		R6 滋賀県中学校秋季新人大会 柔道 男子81kg以下級 優勝 R7 滋賀県春季総合体育大会 柔道 男子81kg級 優勝 滋賀県夏季総合体育大会 柔道 男子81kg級 優勝 近畿中学校総合体育大会 出場 全国中学校体育大会 出場	要綱第2条	○
25	個	守山中学校	2年		R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 柔道 女子44kg以下級 優勝 滋賀県中学校夏季総合体育大会 柔道 女子44kg以下級 優勝 全国大会出場 滋賀県中学校秋季新人大会 柔道 女子44kg以下級 優勝 R7 滋賀県中学校春季総合体育大会 柔道 女子44kg級 優勝 滋賀県中学校夏季総合体育大会 柔道 女子44kg級 優勝 近畿中学校総合体育大会 出場 全国中学校体育大会 出場	要綱第2条	○
26	団	守山北中学校	2年 2年 3年 3年		R7 滋賀県中学校春季総合体育大会 陸上競技 女子共通4×100mリレー 優勝	要綱第2条	
27	個	守山北中学校	2年		R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 水泳競技 女子100mバタフライ 優勝 R7 滋賀県中学校春季総合体育大会 水泳競技 女子200mバタフライ 優勝	要綱第2条	○
28	団	守山北中学校	3年 2年 3年 3年		R7 全日本中学校通信陸上競技大会 陸上競技 女子共通4×100mリレー 優勝 全国中学校体育大会 出場 滋賀県中学校夏季総合体育大会 陸上競技 女子共通4×100mリレー 優勝 近畿中学校総合体育大会 第6位	要綱第2条	

令和7年度守山市学校教育表彰者名簿

	団・個	学校名	職名・学年	被表彰者名	成績等	該当条項	R6
29	個	守山北中学校	2年		R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 陸上競技 男子1年100m 優勝 R7 全日本中学校通信陸上競技大会 陸上競技 男子2年100m 優勝	要綱 第2条	○
30	団	守山北中学校			R7 滋賀県吹奏楽コンクール滋賀県大会 中学生Aの部 金賞 関西吹奏楽コンクール出場 中学生Aの部 銅賞 第31回 日本管楽合奏コンテスト 全国大会 中学生B部門 優秀賞	要綱 第2条	
31	個	守山北中学校	1年		R7 第58回受信環境クリーン図案コンクール 優秀賞	要綱 第2条	
32	個	守山北中学校	教諭		R7 陸上競技部顧問としての指導において、女子共通4×100R 優勝、全国大会出場に導いた功績による。	要綱 第3条 第1項	
33	個	明富中学校	1年		R7 滋賀県中学校春季総合体育大会 陸上競技 1年女子800m 優勝 (大会新記録) 滋賀県中学校夏季総合体育大会 陸上競技 1年女子800m 優勝 (大会新記録) 近畿中学校総合体育大会 陸上競技 1年女子800m 3位 滋賀県中学校秋季新人大会 陸上競技 共通女子800m 優勝	要綱 第2条	
34	個	明富中学校	2年		R7 滋賀県中学校秋季新人大会 陸上競技 共通男子800m 優勝	要綱 第2条	
35	個	明富中学校	3年		R7 全国中学生硬式テニス選手権 出場	要綱 第2条	
36	個	吉身小学校	教諭		令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰 受賞	要綱 第3条 第1項第 2号	

○守山市子ども善行表彰に関する規則

昭和47年5月30日
教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、有為な社会人となる動機づけとして子どもたちが行なった善行をすみやかにほめたたえることを目的とする。

(表彰方法)

第2条 善行のあった子どもが判明次第随時に賞詞とバッチを贈りこれを表彰する。

(表彰審議会)

第3条 推せんカードに基づき教育委員会に諮ることをもってこれにあてる。

(その他の事項)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別にこれを定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

